

(資料2)

## デジタル販路開拓支援事業業務委託仕様書

### 1 委託の名称

デジタル販路開拓支援事業業務委託（以下「本業務」という。）

### 2 目的

本業務は、県内中小企業者の海外販路拡大と付加価値向上を図ることを目的に、効果的なデジタルツール（パンフレット、ホームページ、SNS等）作成手法の習得に向けたセミナー及び個別相談会の開催、専門家派遣によるフォローアップを実施することで、海外展開におけるデジタルマーケティングで成功するためのスキル習得を支援する。

### 2 業務の委託期間

契約締結日から令和9年2月26日（金）まで

### 3 委託業務の内容等

受託者は、次に掲げる項目について、県と協議しながら委託業務を実施すること。

#### (1) セミナーの開催

##### ①対象

次の要件を充足する者

- ・海外販路開拓に取組中又は関心のある県内中小企業者
- ・県内の貿易支援機関等の職員

##### ②内容

県内中小企業者等の海外販路開拓に向けたデジタル知識の取得や情報発信のクオリティを向上させるため、ホームページ、SNS、パンフレット等のデジタルツールの作成スキルや効果的なマーケティング手法を学ぶ機会とすること。また、生成AIを活用した効率化手法の習得及びデジタルツールの初心者でも理解しやすいような具体的な成功事例等を交えたカリキュラムを構成し、実践的なスキルの定着を図るものとする。

##### ③受講者の募集

受講者募集の実施に当たっては、オンラインツール等を活用しながら、県と協力し広く周知を行うこと。

##### ④会場等の概要は以下のとおり。

【会場】秋田市内

【時期】令和8年10月末日までに実施すること

【回数】全2回構成のセミナーを実施すること  
(うち1回はオンライン開催も可とする)

【受講者数】30名程度

##### ⑤受講料は無料とすること。

##### ⑥座学による知識習得とワークショップ等の実践研修を組み合わせたカリキュラムとすること。

##### ⑦講師は、本事業に適した知見や経験を持つ者を選定・手配すること。

##### ⑧セミナーに係る資料は、事前に県へ提供し、了承を得ること。

##### ⑨アンケート調査を実施すること。

セミナーの効果検証を目的に、受講者を対象としたアンケート調査を実施し、その結果を分析すること。内容は次のとおりとする。

- ・アンケート実施方法は提案によるものとする。
- ・アンケート項目は、県と調整の上、決定すること。

## (2) 個別相談会の開催

県内企業の海外展開をより一層促進するために、各セミナー開催と同日に個別相談会を開催し、デジタルツールの活用や海外展開に関する課題や疑問点に対し、個別の状況に応じたアドバイスを行うこと。

### ①対象

セミナー受講者

②個別相談会への参加希望者に対しては、事前に企業の概要や相談内容等を記載したヒアリングシートの提出を求めること。

### ③概要

【会場】セミナーと同一会場内で実施すること

【回数】全2回（うち1回はオンライン開催も可とする）

【対象人数】原則として参加希望者に対して個別相談会を実施すること  
参加希望者が想定を上回る場合は、県と協議の上決定する

## (3) 専門家派遣の実施

### ①対象

セミナー受講者（県内中小企業者に限る）

### ②内容

セミナー受講者のうち希望する者を対象に、専門家派遣による個別フォローアップを実施し、デジタルツールの効果的な活用を促して情報発信力等の強化を図り、企業の更なる海外販路開拓を後押しする。

### ③概要

【時期】セミナー終了後～令和9年1月末まで

【対象企業数】3社

【回数】各社5回程度

④実施にあたっては、対面及びオンラインを組み合わせたハイブリッド形式で行うこと。

⑤専門家派遣先の選定については、県と協議の上決定する。

⑥アンケート調査を実施すること。

## (4) 企画提案における留意事項

①業務全体のスケジュール及び実施体制を示すこと。

②「3 委託業務の内容等」について、本事業の趣旨と合致し、効果的と考えられる講師、内容及び運営体制等を具体的に示すこと。

③提案内容に関する経費の内訳を示すこと。

④事業目的に合致し、事業効果をより高めるような取組があれば、併せて提案すること。

⑤本事業を実施するために必要な受講者の募集、会場の借り上げ、講師の手配、運営スタッフの手配、資料作成、当日の受付、進行管理、実施に係る一切の業務を行うこと。

## 4 実績報告

委託事業を完了したときは、遅滞なく県に対して委託業務完了届、実績報告書、収支精算書、成果品その他県が指示する資料等を業務ごとにまとめ提出すること。なお、成果品には、アンケート調査の分析結果を含めること。

## 5 その他

(1) 業務内容の実施に当たっては、企画提案内容に基づき、県と協議を行い、双方合意した内容により行うものとする。

(2) 本業務を第三者に再委託してはならない。ただし、あらかじめ県に協議を行い、県が承認した場合のみ、業務の一部を第三者に再委託することができる。第三者に再委託す

る場合は、事前に書面にて、再委託の内容、再委託先（商号又は名称）、その他再委託に対する管理方法等必要事項を協議しなければならない。また、再委託先についても、「企画提案協議実施要領」中、「5 参加者の資格に関する事項」に定める参加要件（1）に準ずること。

- （3）受託者は、本業務（再委託を含む。）を実施する上で知り得た情報を目的外の利用や第三者に開示、漏洩してはならない。また、契約終了後であっても同様とする。ただし、あらかじめ県の承認を得たとき、又は受託者の責めに帰すべき事由によらずして公知となったときは、この限りではない。
- （4）本業務の実施に当たり、著作権、肖像権や個人情報を取り扱う場合は、関係法令等を遵守すること。
- （5）成果物の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び28条に規定する権利を含む。）及び業務の結果生じるその他の権利は県に帰属するものとする。
- （6）受託者は、県との協議により定めた金額の範囲内において、委託料の概算払を請求することができる。
- （7）本仕様書に定めのない事項で、かつ、業務遂行上必要となる事項については、その都度、県と事前協議を行い、調整を図るものとする。
- （8）本業務の契約金額（委託料）には、本業務に関わる一切の経費を含むこととする。
- （9）委託業務は、契約期間終了後も含めて、秋田県監査委員や会計検査院の検査の対象となる場合がある。検査の対象となった場合には、委託業務に係る資料提出等、積極的に協力すること。また、委託業務に関する会計関係帳簿類等の経理関係書類については、委託業務が終了した年度の翌年度から5年間保存しておくこと。